

幼児教育無償化の状況について

1 目的

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として令和元年10月から幼稚園、保育所等の保育料を無償化する。

2 無償化の内容

対象：3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業の利用料
- ② 保育の必要性がある子どもの認可外保育施設、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育等の利用料

施設区分		無償化の対象及び範囲
①	幼稚園(新制度)、保育所、認定こども園、小規模保育事業	市が定める保育料（従来からの新制度対象施設）
	幼稚園(新制度未移行)	月額2.57万円までの利用料
②	認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター	月額3.7万円までの利用料 〔0歳から2歳の住民税非課税世帯については月額4.2万円までの利用料〕
	幼稚園預かり保育	月額1.13万円までの利用料

※ 食材料費については無償化の対象外となるため、保護者が施設に実費を支払う。ただし、低所得者世帯については免除となる。

3 子育てのための施設等利用給付の創設

無償化を実現するため、国は子ども・子育て支援法を改正し、これまで法に位置付けされていなかった、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の給付制度を新たに創設した。（上記表の破線囲み部分）

4 幼児教育無償化の実施状況

(1) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用者のうち無償化対象数 (人: R1.10.31 現在)

	5 歳児	4 歳児	3 歳児	2 歳児	1 歳児	0 歳児	合計
1 号(教育)	251	238	105	3			597
2 号・3 号(保育)	693	727	680	70	65	42	2,277
合 計	944	965	785	73	65	42	2,874

※1 号の 2 歳児は、2 歳児クラスに在籍している満 3 歳を迎えた子ども

※2 号・3 号は誕生日で切り替えがなされ 2 歳児クラスに混在するため、合算で集計

(2) 子育てのための施設等利用給付認定者数 (人: R1.10.1 現在)

	5 歳児	4 歳児	3 歳児	2 歳児	1 歳児	0 歳児	合計
新 1 号(教育)	323	314	287	21			945
新 2 号(3~5 歳保育)	65	61	50				176
新 3 号(0~2 歳保育)				0	2	0	2
合 計	388	375	337	21	2	0	1,123

※1 号の 2 歳児は、2 歳児クラスに在籍している満 3 歳を迎えた子ども